

#### 第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。  
なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

##### 1 総合的な意見

###### (1) 内部統制の整備・運用による再発防止と信頼の確保について

今回の監査で明らかとなった不適切な事務処理の多くは、これまでの監査で指摘されてきた内容と類似したものが多くことから、令和2年度からの地方自治法の規定に基づく内部統制の整備・運用及び評価においては、この監査結果を踏まえ、リスクの分析・評価、実施体制や規程の整備、事務フローによるリスクの可視化など、効果的な内部統制の整備・運用により、再発防止と信頼の確保に努められたい。

###### (2) 財産の維持管理の適正化について

危険物地下貯蔵タンク等の異常を早期に見出すための点検や、消防用設備等の機能の確保に必要な整備など、消防法の規定に基づく点検や整備が長期間行われていなかったことから指摘事項としたものが、昨年度より増加していることから、施設の安全性を確保する上で重要な設備の点検や不良箇所の整備等が適時適切に行われるよう、法令遵守の徹底を図りつつ、財産の維持管理の適正化に取り組みられたい。

###### (3) 県立施設の効率的・効果的な運営について

本監査で監査実施機関とした公の施設（ただし、指定管理者制度を採ることができないものを除く。以下「県立施設」という。）において、例えば、あけぼの医療福祉センターでは、「ニーズに合致した医療・福祉サービスを提供している」と提供している。このような課題認識は、他の県立施設においても同様であり、今後、財務及び運営状況を分析し、職員の意識改革を徹底するとともに、収入の確保、費用の縮減や投資した費用に見合う良質なサービスの提供など必要な見直しを図り、経営的視点を一層強化しながら、財務状況の改善と効率的・効果的な運営に向け、さらに取組を進められたい。

##### 2 重点事項に関する意見

###### (1) 収納した現金の払込について

財務規則により、現金を収納したときは、当該収納の日又はその翌日（県の休日であるときは、これらの日後において最も近い県の休日でない日）に払い込まなければならないとされているが、今回、平成30年5月から9月にかけて直接収納した10万円を超える高等学校授業料が、平成30年12月に払い込まれていたものがあつた。

各機関における現金の保管は、紛失、盗難等のリスクがあり、常に最大限の注意を払い適正な事務処理を行う必要があることから、その事務の重要性を再認識し、一人の職員に任せることなく複数の職員による確認を行うなど、現金の収納及び管理における組織的なチェック体制を整備されたい。

###### (2) 現金領収簿の受払の適正化に向けた検討について

財務規則及び運用通知（以下「財務規則等」という。）により、現金領収簿の受払は、現金領収簿受払簿により、会計管理者又は出納員（以下「出納員等」という。）が管理することとされているが、現金領収簿を使用している機関は、必要数量を出納局管理課による一括印刷を経て、印刷された現金領収簿を各出局幹事課から受領しており、使用済の現金領収簿は、各使用機関が保管したまま出納員等に返還されおらず、現金領収簿の受払が出納員等により管理されていない状況が見受けられる。

現金領収簿については、紛失等により、重大なリスクが生じる恐れがあることから、制度所管課においては、現金領収簿の受払が適正に行われるよう検討されたい。

###### (3) 現金領収簿の取扱いの適正化に向けた取組の検討について

財務規則等により、現金領収簿の表紙にその交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載し、現金領収簿の組ごとの用紙の余白に当該簿冊の番号を明記するとされているが、それが記載されていないものがあつたことから、各機関においては、適正な取扱いに努められたい。

また、現行の現金領収簿の表紙は白紙であるが、記載漏れの防止などを図るため、必要な記載項目名をあらかじめ表紙に印刷しておくことや、現金領収簿の組ごとの用紙に当該簿冊の番号を明記する欄を設けるなど、制度所管課においては、印刷様式の見直しを検討されたい。

###### (4) 現金領収書の交付等について

財務規則等により、現金を収納したときは、現金領収書を納人に交付しなければならず、即納させる農生産物売払収入等については、現金領収書の交付を省略することができるとされているが、今回、即納ではない農生産物売払収入等について、現金領収書を交付していないものがあつた。

現金領収書は、納人が現金を納付したことを証する重要なものであるため、その交付を徹底するとともに、書き損じた用紙は、不正使用などを防止するため、斜線を引き書損と記載して、簿冊のその箇所に残して保管されたい。

令和元年度 財政的援助団体等監査実施結果

<p>1 監査対象団体及び監査の着眼点          地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。</p> <p>(1) 共通する着眼点          出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証憑書類等と符合しているか。</p> <p>(2) 監査対象団体及び主な着眼点          ア 果が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）          ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。          ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。          ・経営成績及び財政状況は、良好か。          イ 果が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）          ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。          ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。          ・補助金等の目的が達成されているか。          ウ 公の施設の管理を行わされている団体（以下「公の施設管理団体」という。）          ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。          ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。          ・経営成績及び財政状況は、良好か。</p> <p>2 監査実施団体          監査対象団体の中から、次の18団体を選定し監査を実施した。</p> <p>(1) 出資団体（13団体）          公益財団法人 長田ふるさと財団          公益財団法人 やまなみ文化基金          公益財団法人 やまなみ文化学習協会          公立大学法人 山梨県立大学          社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団          地方独立行政法人 山梨県立病院機構          公益財団法人 山梨県国際交流協会          公益財団法人 山梨県子牛育成協会          公益財団法人 山梨県スポーツ協会          公益財団法人 山梨県緑化推進機構          公益財団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター          公益社団法人 山梨県畜産協会</p> <p>(2) 補助金等交付団体（2団体）          学校法人 帝京山梨看護専門学校運営費補助金、山梨県看護師等養成所運営費補助金】          山梨県農畜産物販売強化対策協議会【農産物ブランド化支援事業費補助金】</p> <p>(3) 公の施設管理団体 3団体          社会福祉法人 耆溪会【山梨県立あゆみの家】          社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会【山梨県立梨の実寮、山梨県立育情福祉センター成人寮】          富士観光開発・富士グリーンテックグループ【山梨県曾根丘陵公園】</p>	<p>3 監査対象期間          平成30年度</p> <p>4 監査実施期間          令和元年9月3日～令和元年12月25日</p> <p>5 監査の方法          監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。</p> <p>6 監査結果処理区分          監査結果は次のとおり区分した。          (1) 指摘事項          法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの          (2) 指摘事項          指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの          (3) 注意事項          不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの</p> <p>7 処理方法          指摘事項及び指摘事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。          注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。</p> <p>8 監査の結果          財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。          監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。          (1) 指摘事項 0件          (2) 指導事項 33件          (3) 注意事項 16件</p> <p>9 監査実施団体ごとの監査の結果          別紙1のとおりである。</p> <p>10 監査結果に基づく意見          地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。          なお、意見の内容については、必要があるとき認められるときは、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。          (1) 監査実施団体への意見          別紙2のとおりである。          (2) 総括的な意見          今回の監査において、各団体で定められた規程等の内容の不備や規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものが見受けられた。また、公益法人会計基準の運用指針に係る一部改正の内容が認識されていない状況も見受けられた。各団体においては、適時規程等の必要な見直しを行うとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底し、法令等に則った事務処理の適正性の確保に努められた。          また、各団体の所管課においては、このような状況を踏まえ、出資法人等の経営が適正かつ安定的に行われるよう、必要な指導・助言に努められた。</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団
所管部(局)課	県民生活部 県民生活・男女参画課
監査実施日	令和元年9月5日
事業の概要	福祉、教育、文化及び国際交流活動の促進に関する事業を行い、山梨県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。 (1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業 (2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業 (3) 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業 (4) 看護の促進に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	[出資金] (出捐率 59.6%) 300,000,000円
監査の結果	[指図書事項] なし <注意事項> 3件
監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課
監査実施日	令和元年9月3日
事業の概要	山梨県民の文化活動が自立的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的とする。 (1) 地域文化振興事業への助成 (2) 芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成 (3) 文化教養活動の奨励、助成 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	[出資金] (出捐率 100.0%) 300,000,000円
監査の結果	[指図書事項] なし <注意事項> なし
監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課 (出資金)、県民生活・男女参画課 (公の施設管理)
監査実施日	令和元年9月25日、26日 11月1日
事業の概要	文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。 (1) 芸術文化の推進及び振興 (2) 生涯学習の推進及び振興 (3) 男女共同参画の推進及び振興 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	[出資金] (出捐率 50.0%) 15,000,000円 <公の施設管理> 山梨県立男女共同参画推進センター

監査の結果	指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成30年度) 130,161,000円
監査の結果	[指図書事項] なし <注意事項> 4件
監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	令和元年9月18日、19日 11月20日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。 (1) 大学を設置し、これを運営すること (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 100.0%) 7,152,075,733円 [交付金] 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金 (標準運営費交付金) 920,894,000円 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金 (特定運営費交付金) 15,856,112円
監査の結果	[指図書事項] なし 1 会計責任者の交代にあたり、会計事務取扱規程第4条に基づく引継書が作成されなかった。 2 西武バス、西武鉄道、JRで通勤し、定期券で支給している教員の通勤手当において、

監査の結果	指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成30年度) 130,161,000円
監査の結果	[指図書事項] なし <注意事項> 4件
監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	令和元年9月18日、19日 11月20日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。 (1) 大学を設置し、これを運営すること (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 100.0%) 7,152,075,733円 [交付金] 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金 (標準運営費交付金) 920,894,000円 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金 (特定運営費交付金) 15,856,112円
監査の結果	[指図書事項] なし 1 会計責任者の交代にあたり、会計事務取扱規程第4条に基づく引継書が作成されなかった。 2 西武バス、西武鉄道、JRで通勤し、定期券で支給している教員の通勤手当において、

3	過大に支給しているものがあつた。 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在) 平成28年度授業料後期分 267,900 円
4	債権管理規程第10条に「会計責任者は、毎月、未収債権の調査を行い、半期毎に、未収債権の内容及び今後の回収計画について理事長に報告しなければならぬ。」と定めているが、授業料の債権管理において、平成30年7月以降監査日現在まで、未納者との交渉等が行われていないものがあつた。また、半期毎の報告も行われていなかった。
5	会計事務取扱規程第2条第1項及び第2項に「別表1に定める職員に事務を委任し、会計処理を行う。」と定めているが、出金伝票について、決裁権者による決裁印が押印されていないものがあつた。
6	自動販売機設置に伴う財産の貸付について、施設等(局)貸借契約書に「四半期ごとに自動販売機の売上本数並びに売上金額を報告することとなっているが、報告書が提出されていないものがあつた。
<注意事項> 2件	

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
所管部(局)課	福祉保健部 福祉保健総務課(出資金)
監査実施日	令和元年10月1日、2日 11月21日
事業の概要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することとする。 (1) 第一種社会福祉事業 養護老人ホーム・児童養護施設・特別養護老人ホーム・障害者支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業・老人短期入所事業・障害福祉サービス事業・聴覚障害者情報提供施設・老人居宅介護等事業・相談支援事業の経営
財政的援助等の内	【出資金】(出資率83.4%) <公の施設管理> 山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成30年度) 13,300,000 円 33,929,000 円
監査の結果	【指導事項】 なし 1 平成29年度以前の未収金が次のとおり認められた。(決算日現在) 桃源荘 事業未収金 209,368 円 サテライト桃源荘 事業未収金 899,750 円 合 計 1,109,118 円 2 短時間勤務者に係る通勤手当の支給において、手当額変更の際の支給額に、過払いが発生していた。 <注意事項> 1件

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	令和元年10月8日、9日 12月5日
事業の概要	山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。 (1) 医療を提供すること

財政的援助等の内	(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと (4) 医療に関する地域への支援を行うこと (5) 災害時における医療救護を行うこと (6) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
【出資金】(出資率100.0%)	243,220,940 円
【補助金】	247,016,000 円
山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金	15,025,000 円
周産期母子医療センター運営費補助金	17,000,000 円
山梨県がんゲノム医療推進事業補助金	10,466,000 円
がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	3,920,000 円
分娩手当等支給事業補助金	3,541,000 円
救急搬送受入支援事業費補助金	3,202,000 円
感染症指定医療機関運営事業費補助金	3,100,000 円
訪問看護ステーション開設準備等補助金	1,812,000 円
山梨県NICU入院退院支援コーディネート事業費補助金	1,712,000 円
新人看護職員卒業研修事業費補助金	230,000 円
感染症外来協力医療機関整備事業費補助金	762,000,000 円
【貸付金】 県立病院機構運営費負担金	3,632,967,000 円
【負担金】 県立病院機構運営費負担金	
監査の結果	【指導事項】 なし 1 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在) 中央病院 193,215,876 円 北病院 15,378,144 円 合 計 208,594,020 円 2 会計規程実施規程第13条に定める取引金融機関に登録した印鑑について、法人印管理規程第5条に基づく法人印台帳が作成されていなかった。 3 金銭出納員及び物品出納員の交代にあたり、会計規程実施規程第2条に基づく引継書が作成されていなかった。 4 契約書記載内容に不備があつた。 ①院外洗濯業務委託契約書は単価契約であるが、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていないかつた。 ②感染性廃棄物収集契約及び処分業務委託契約書の違約金条項が単価契約のものとなっていないかつた。 5 本部において県債5億円分を取得しているが、当該支出について会計規程に定める予算の流用を行う場合に必要な手続がとられていなかった。 <注意事項> 1件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会
所管部(局)課	観光部 国際観光交流課
監査実施日	令和元年10月31日
事業の概要	県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。 (1) 国際交流の推進に関すること (2) 国際協力の推進に関すること (3) 多文化共生の推進に関すること (4) 海外山梨県人会との連携に関すること (5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること

財政的援助等の内容	(6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに委任事務に関すること (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること 【出捐金】 (出捐率 79.8%) 〈公の施設管理〉 山梨県立国際交流センター 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 200,100,000 円
監査の結果	【指摘事項】 なし 【指導事項】 なし 〈注意事項〉 1件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	令和元年10月23日
事業の概要	山梨県内の子牛の生産・育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。 (1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝 (2) 子牛の生産、育成振興事業 (3) 動物のふれあい事業に関する事業 (4) 公共育成牧場の業務受託事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	【出捐金】 (出捐率 100.0%) 10,000,000 円 〈公の施設管理〉 山梨県立まきば公園 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 17,246,000 円 山梨県立八ヶ岳牧場 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 203,058,000 円
監査の結果	【指摘事項】 なし 【指導事項】 なし 1 財務規程第 23 条で、現金出納帳を備え出納のつと記載し整理しなければならぬと規定されているが、肥料の現金販売に係る出納が現金出納帳に記載されていなかった。 2 物品(牧草地肥料、農業機械等)の購入にあたり、納品書に検収が行われていないものがあつた。 〈注意事項〉 なし

監査対象団体	公益財団法人 山梨県スポーツ協会
所管部(局)課	教育庁 スポーツ健康課 (出捐金、補助金、公の施設管理) 県土整備部 都市計画課 (公の施設管理)
監査実施日	令和元年10月28日、29日、12月2日
事業の概要	山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。 (1) 生涯スポーツの振興を図ること (2) 競技力の向上を図ること (3) 国民体育大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること (5) スポーツ指導者を育成すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること

財政的援助等の内容	(7) スポーツ少年団を育成すること (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること (9) スポーツの振興に功績のあつた個人・団体を表彰すること (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること (11) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業を行うこと (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと 【出捐金】 (出捐率 86.8%) 200,050,000 円 【補助金】 (公財) 山梨県体育協会事業費等補助金 88,317,468 円 (公財) 山梨県体育協会事業費等補助金 (競技力向上) 67,419,674 円 〈公の施設管理〉 山梨県小瀬スポーツ公園 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 433,791,000 円 山梨県富士北麓公園 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 85,875,000 円 山梨県緑が丘スポーツ公園 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 74,773,000 円 山梨県立八ヶ岳スケートセンター 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 51,297,000 円 山梨県立八ヶ岳射撃場 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 指定管理料 (平成 30 年度) 5,934,000 円
監査の結果	【指摘事項】 なし 【指導事項】 なし 1 会計規程第 41 条に「現金は、毎日出納閉帳後に残高を関係帳簿と照合してその正確を期さなければならぬ」と定めているが、補助金等及び特定資産に係る公益目的事業会計において、資金前渡された現金を該当事者へ交付、精算(戻入)するまでの現金管理が、会計規程に沿った取扱いとなっていないかつた。 2 平成 30 年度公認指導員・上級指導員養成講習会に係る委託業務において、次のとおり不備があつた。 ① 支出負担行為のついて、会計規程第 32 条に「支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為のついて、締結日が業務開始日以後の日付となつていた。また、委託契約書の後の日付で処理されていた。 ② 委託契約書において、締結日が業務開始日以後の日付となつていた。 3 平成 30 年度山梨県スポーツ指導者協議会補助金及び平成 30 年度生涯・地域スポーツ推進委託事業に係る実績報告書について、同補助金交付要綱及び同委託契約書に定められた提出期限を遅延して提出されていた。 4 山梨県スポーツ指導者協議会補助金について、同補助金交付要綱第 2 条に補助対象事業として支出できる経費の費目が定められているが、平成 30 年度の収支予算及び収支決算に、要綱で定めていない経費の費目が計上されていた。 〈注意事項〉 なし

監査対象団体	公益社団法人 山梨県私学教育振興会
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	令和元年10月16日

事業の概要	山梨県内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、県民の修学機会を確保するための支援を行い、もって山梨県における教育文化の高揚に資することを目的とする。 (1) 私立学校間の相互協力を推進する事業 (2) 私立学校の運営の改善強化に関する事業 (3) 私立学校の上部団体及びその他の教育機関との連絡調整の事業 (4) 私立学校の教職員の福利厚生事業 (5) 山梨県私立幼稚園PTA連合会及び山梨県私立中学高等学校PTA連合会の事務局の業務 (6) 私立学校の教育環境の改善を図るための事業 (7) その他上記に定める事業に関連する事業
財政的援助等の内容	【出資金】 (出資率 49.0%) 100,000,000円 【補助金】 山梨県私学教職員退職資金造成補助金 68,850,000円 山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金 53,086,000円
監査の結果	【指図書事項】 なし 【指導事項】 なし 経理規程第4条で規定する勘定科目体系に貸借対照表科目が定められていなかった。 <注意事項> 1件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県緑化推進機構
所管部(局)課	森林環境部 みどり自然課
監査実施日	令和元年10月3日
事業の概要	緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の尊厳を推進することにより、緑豊かな県上づくりと国際緑化に寄与することを目的とする。 (1) 緑化活動の普及啓発に関する事業 (2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業 (3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業 (4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業 (5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	【出資金】 (出捐率 27.6%) 300,000,000円
監査の結果	【指図書事項】 なし 【指導事項】 なし 1 物品の購入において、請求書及び納品書に日付(請求年月日及び納品年月日)の記載がないものに支払を行っているものがあった。 2 6月支給の期末・勤労手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、12月末決算のため支給総額の6か月分のうち1か月分を、公益法人会計基準に関する実務指針に基づき賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。 <注意事項> 1件

監査対象団体	公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター
所管部(局)課	農政部 果樹・6次産業振興課
監査実施日	令和元年9月25日
事業の概要	農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究を行い、農業用廃プラスチックを適正に処理することによって、自然的又は社会的な環境公害を未然に防止することを目的とする。 (1) 農業用廃プラスチックの処理及び再利用に関すること (2) 農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究に関すること (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

財政的援助等の内容	【出資金】 (出資率 47.9%) 15,000,000円
監査の結果	【指図書事項】 なし 【指導事項】 なし 会計規程第34条において、固定資産を売却するときは理事長の決裁を受けなければならないとされているが、理事長の決裁を得ず売却されているものがあった。 <注意事項> なし

監査対象団体	公益社団法人 山梨県畜産協会
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	令和元年10月23日 12月2日
事業の概要	畜産業を営むもの及びその組織する団体の経営安定、運営及び保健衛生に関する指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進し、畜産業を営むものの所得の安定を通じて、県内畜産業の振興に寄与することを目的とする。 (1) 畜産の経営及び生産技術の指導に関する事業 (2) 畜産物の生産、流通に関する啓発、調査研究及び研修会・講習会の開催並びに情報の提供に関する事業 (3) 家畜及び畜産物の価格変動による損失補てんに関する事業 (4) 生産者補給金の交付に関する事業 (5) 肉用牛経営の安定を図るための肥育牛生産者補てん金交付に関する事業 (6) 肉用子牛の生産振興に関する事業 (7) 家畜及び畜産物の衛生に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業 (8) 家畜伝染病の予防措置等の自衛防疫の推進に関する事業 (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	【出資金】 (出資率 40.6%) 87,500,000円 【補助金】 山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金 1,184,998円
監査の結果	【指図書事項】 なし 【指導事項】 なし 給与規程において、事務局長が決定することとされている通勤手当、住居手当が事務局次長により行われていた。 <注意事項> 2件

監査対象団体	学校法人 帝京大学
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	令和元年10月24日
財政的援助等の内容	【補助金】 ①帝京山梨看護専門学校運営費補助金 36,000,000円 ②山梨県看護師等養成所運営費補助金 25,577,000円
補助の目的	①看護師確保対策を推進するため、学校法人帝京大学の設置する帝京山梨看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 ②看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図る。
監査の結果	【指図書事項】 なし 【指導事項】 なし <注意事項> なし
監査対象団体	山梨県畜産物販売強化対策協議会
所管部(局)課	農政部 果樹・6次産業振興課
監査実施日	令和元年11月20日

財政的援助等の内容	[補助金] 農産物ブランド支援事業費補助金 14,000,000円
補助の目的	本県農業の生産振興等を図ることを目的として山梨県農畜産物販売強化対策協議会が実施する消費宣伝活動等に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
監査の結果	[指図書事項] なし [指導事項] なし [注意事項] なし

監査対象団体	<b>社会福祉法人 養養会</b>
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	令和元年10月11日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立あゆみの家 指定期間 平成29年4月1日～令和3年3月31日 指定管理料 (平成30年度) 0円
監査の結果	[指図書事項] なし [指導事項] なし [注意事項] なし

監査対象団体	<b>社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会</b>
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	令和元年10月17日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立梨の実寮 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日 指定管理料 (平成30年度) 0円 山梨県立育精福祉センター成人寮 指定期間 平成30年4月1日～令和4年3月31日 指定管理料 (平成30年度) 0円
監査の結果	[指図書事項] なし [指導事項] 指定管理業務に係る支出において、経理規程第12条第3項に「会計伝票には、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない」、また、第25条第2項に「金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない」と定めているが、会計伝票(振替伝票)及び引当い書に、会計責任者の承認印の押印等が行われていないものがあった。 [注意事項] なし

監査対象団体	<b>富士観光開発・富士グリーンテックグループ</b>
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	令和元年11月8日 12月25日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県曽根丘陵公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成30年度) 65,124,000円
監査の結果	[指図書事項] なし [指導事項] 事業報告書「管理業務にかかる収支決算」において、イベントの支払に係る源泉徴収税額が重複して計上されており、支出実績額が過大に計上されていた。 [注意事項] なし

監査対象団体	<b>公益財団法人 やまなし文化学習協会</b>
意見	財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められ、契約書作成における不備も見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等の再確認や会計処理に精通した職員の育成に取り組むことと併せて、効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。

監査対象団体	<b>公立大学法人 山梨県立大学</b>
意見	会計事務取扱規程など各種規程に定める事務手続きにおける不備等が多数見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等を再確認するとともに、さらなる効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。

監査対象団体	<b>地方独立行政法人 山梨県立病院機構</b>
意見	医薬品及び診療材料の受入れ及び払出しについては、物品システムにより数量の管理が行われている一方、病棟等に払い出された医薬品等については、決算時の実地棚卸での管理のみとなっている。過去に医薬品の紛失事案が発生したことを踏まえ、決算時の在庫確認のみでなく、定期的に在庫数量を突合するなど、同様事案の早期発見と早期対応が可能となるような方策を検討されたい。

監査対象団体	<b>公益財団法人 山梨県子牛育成協会</b>
意見	小口経費支払用の現金は現金出納帳、建物等のその他固定資産は固定資産台帳を作成し管理しているが、財務規程では備えるべき帳簿として、現金出納帳及び財産台帳が明記されているのみで、各々の経理処理や管理方法等に関して明文化されていない。特にその他固定資産については、設立当初は保有していたがなくなったため、規定する必要がなかったが、現状は少量ながら保有している。今後の厳正な現金取扱及び適正な事務執行のため、規程類の整備を検討されたい。

### 令和元年度 行政監査実施結果(出先機関分)

令和元年度行政監査(出先機関分)について実施した結果は、次のとおりであった。

#### 第1 監査の概要

- 1 **テーマ**  
物品の管理について(芸術品・歴史科学等資料)

#### 2 目的

山梨県においては、教育委員会を中心に、絵画や彫刻、歴史資料等を多数所有している。これらは、県民の貴重な財産であり、適切な管理を行うとともに、県民文化の発展に資するため、展示や鑑賞の機会を提供する等、有効に活用していくことが必要である。そこで、県の所有している芸術品・歴史科学等資料が適切に管理され、その目的に沿って有効に活用されているか等について、経済性、効率性の観点をも踏まえて、監査を実施することが必要であると判断して、本テーマを選定した。

#### 3 監査の着眼点

- (1) 取得手続及び方法は適切か。
- (2) 適切に管理されているか。
- (3) 有効に活用されているか。

#### 4 対象事務及び対象機関

- (1) **監査対象事務**  
山梨県財務規則(以下、「財務規則」という。)に定める備品のうち物品分類表の区分が「芸術品・歴史科学等資料」である物品(基金に属するものを含む。)及び文化財保護法に定める埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品(以下、「芸術品等」という。)の管理に係る事務
- (2) **監査対象機関**  
財務規則第2条第4号に定める「カハ」及び埋蔵文化財センター(以下、「出先機関」という。)のうち、平成31年3月31日現在において、芸術品等を保有している67機関

なお、考古博物館と埋蔵文化財センターは別機関であるが、同一施設内に併設されており、両施設に共通する項目については、以下「考古博物館(埋蔵文化財センター)」と表記し、出土品に係る事務のうち、埋蔵文化財センターは出土品の取得及び管理に係る事務、考古博物館は管理及び展示等の利活用に係る事務について監査対象とする。

#### 5 実施期間

令和元年6月から12月

#### 6 実施方法

監査の対象機関に対し、芸術品等の保有状況や管理状況、活用状況について調書の提出を求め書面監査を行うとともに、調書の回答をもとに、実地監査が必要な41機関に対し、関係保員からの聴取を行い、状況を確認した。

### 7 物品、物品管理事務手続きの概要

#### (1) 物品の概要

**ア 物品の定義**  
地方自治法第239条第1項において、「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次に掲げるもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(警察が使用している国有財産等を除く。)をいう。」とされている。

- ① 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
- ② 公有財産に属するもの
- ③ 基金に属するもの

#### イ 物品の区分

財務規則第139条第1項において、物品は備品、消耗品、原材料品、動物、生産物、古有物品に区分され、そのうち「備品とは、性質又は形状を変えることなく、比較的長期の使用に耐え得るもの及びその性質が消耗品に属するものであっても、標本又は陳列品として保管するもの」と定義されている。

さらに、財務規則第139条の運用通知で、備品とは「特に指定するものを除きその取得価格又は評価額が5万円以上の物品で、1年以上にわたり通常の使用に耐えたと認められる物品」をいい、「備品の分類は、別途通知する物品分類表による。」としている。

県の保有する物品のうち、「芸術品・歴史科学等資料」は、物品分類表で次のとおり分類されている。

#### 物品分類表 物品の区分【備品】

大区分	09 芸術品・歴史科学等資料
中区分	09 芸術品・歴史科学等資料
小区分	分類名
01	美術工芸品
01	日本画
02	東洋画
03	西洋画
04	版画
05	素描・水彩
06	工芸
07	書
08	彫塑
09	写真
10	美術彫収物品(計数管理物品)
11	美術彫収物品(計数管理物品) ※主要備品のもの
12	その他の美術工芸品
02	文学資料
01	文学資料
02	文学彫収物品(計数管理物品)
03	文学彫収物品(計数管理物品) ※主要備品のもの
03	歴史資料
01	歴史資料
02	考古博物館彫収物品(計数管理物品)
03	考古博物館彫収物品(計数管理物品) ※主要備品のもの
04	標本・模型
01	標本
02	模型
05	その他の芸術品・歴史科学等資料
99	その他の芸術品・歴史科学等資料



ウ 主要備品  
財務規則第163条において、主要備品とは、「車両総排気量0.360リットル以上のものをいう。）又は取得価格1件100万円以上の備品をいう。」とされている。  
エ 計数管理物品  
その所属にその備品がいくつあるかのみで管理する方法をとれる物品をいう。

（計数管理物品の例）

- ・形状が確定しており、1品1品に規格を表示して管理することが意味が  
少ないもの。

- ・職員用机、椅子
- ・備品台帳、出納簿以外にシステム等の管理の方途があり、主に備品台帳、  
出納簿以外で管理しているもの。

例：図書館の図書、美術館文学館等の収納品

## (2) 財務規則に定める物品管理の事務手続きの概要

平成18年4月から現行の物品調達管理システムの運用が開始され、物品の取得、管理、処分その他の物品の取扱いに関する事務は一体的に行われている。

物品管理の事務手続きの概要を記すと、以下のとおりである。

ア 物品の購入

財務規則第146条第1項において、「物品を要求しようとするときは、物品要求書により行わなければならない。」とされている。

イ 寄附物品の受納

財務規則第147条に寄附の手續が規定されている。

同条第1項において、「物品の寄附申込みがあったときは、寄附申込書に次に掲げる事項を記載した調査を添えて、出納局長（車両にあっては総務部長）に合議のうえ、知事の承認を受けなければならない。」とされている。

①寄附者の住所氏名 ②品名、数量及び評価額 ③維持費の見込額

④採否についての意見

同条第2項において、「かいついにおいて、物品の寄附申込みがあったときは、寄附申込書に前項各号に掲げる事項を記載した調査を添え、主務部長に進達し、出納局長（車両にあっては総務部長）に合議のうえ知事の承認を受けなければならない。」とされている。

また、同条第4項において、「前項の規定により合議及び承認（評価額1件10万円以上の物品に係るものに限る。）を省略したときは、かいつい長は寄附者の住所及び氏名、物品の名称及び評価額並びに当該物品を受納した日を知事に報告しなければならない。」とされている。

ウ 物品の管理

財務規則第151条において、「物品は、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるようには保管しなければならない。」とされている。

また、財務規則第152条第1項において、「物品は、その性質、使用及び処分のうえから特に必要があると認められる場合は、県以外の者に一年以内の期間を定めてその保管を委託することができる。」とされている。

エ 現品確認

財務規則第151条関係運用通知において、備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理していることを確認するため、課長及びかいつい長は毎年7月31日を基準日として帳簿に登載されているものと現物を照合し、物品出納員等に報告することとされている。

オ 保管転換

財務規則第160条第1項において、「本庁とかいつい又はかいつい相互において必要があるときは、物品の保管転換をすることができる。」とされており、本庁において、かいついへの交付の目的をもって物品を購入する場合などがあるときとされている。

カ 物品の貸付け

貸付けとは、県以外の団体や私人等に物品を貸し付けることをい、財務規則第161条第1項において、「貸し付けを目的とするものを除くほか貸し付けではならない。ただし、事務又は事業に支障を及ぼさないものについては、この限りではない。」とされ、同条第2項において、「物品の貸付けをするときは物品貸付け調査に、貸し付けた物品の返却を受けるときは貸付物品返却調査により行わなければならない。」とされている。

キ 備品の表示

財務規則第162条において、「備品には、全て所属名及び品名を金属札、紙札、捺印、彫刻その他便宜な方法で表示しなければならない。ただし、品質又は形体により表示することができないものその他会計管理者が別に定めるものについては、この限りでない。」とされている。

ク 物品の不用の決定

財務規則第164条第1項において、「使用の必要のない物品又は破損した物品で、保管転換又は修繕により活用する方法を見出すことができないものがあるときは、不用の決定をしなければならない。」とされている。

ク 物品の処分

処分の方法には、時価による売却、廃棄などがある。

財務規則第164条第2項において、「不用の決定をした物品は、不用品売却調査により売却しなければならない。ただし、売却することが不利又は不適當であると認められたもの及び売却することができないものは、物品棄却調査により棄却しなければならない。」とされている。

コ 帳簿

財務規則第239条及び第240条において、課長及びかいつい長の備える帳簿が規定されており、備品原簿を備え所要の事項を登録しなければならないこととされている。

## (3) 文化財保護法に定める埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品の事務手続きの概要

県教育委員会(埋蔵文化財センター)における埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品の事務手続きの概要は、以下のとおりである。

ア 出土品の判定

発掘調査時に、山梨県教育委員会出土品取扱要項別表1に示されている「出土品の取扱い区分基準」に基づき出土品を判定し、「将来にわたり文化財として保存を要し、活用可能性のあるもの」であった場合には、継続して調査を実施し、「それ以外のもの」であった場合には、調査を終了する。

イ 所有者への返還

発見された文化財は所有者が判明している場合は所有者に返還される。文化財保護法第100条第2項には所有者が判明している場合の出土品の返還が記されているが、当県教育委員会では、個人所有の証明がなされた事例がないため、出土品の返還事例はない。

ウ 埋蔵物発見の1週間以内の届出

遺失物法第4条第1項により、拾得した物件を速やかに警察署長に提出しなければならぬが、所有者が判明しない時は、文化財保護法第100条第2項により、その旨を通知することをもって足りる。なお、1週間以内とは、遺失物法第34条第2号による所有権を取得する権利を失わない期間。

エ 文化財であるかの鑑査

文化財保護法第101条により管轄警察署は出土物が文化財と思われる時には、県教育委員会へ連絡(提出)する。連絡を受け、県教育委員会は文化財保護法第102条により文化財であるか鑑査し、文化財と認めるときは管轄警察署へ通知する。

オ 警察署における所有者確認の公告

遺失物法第7条に基づき、警察署において所有者確認の確認期間として6ヶ月間公告される。遺失物の公告は当該警察署にて自由に閲覧される。

カ 所有権の帰属

県教育委員会が文化財と認め、かつ、6ヶ月の公告期間が過ぎて所有者が判明しない場合には、文化財保護法第105条により所有権は県の帰属となる。なお、埋蔵文化財センターで行う発掘調査は国事業及び県事業に限られており(市町村事業及び民間事業は市町村教育委員会が管轄)、県教育委員会(埋蔵文化財センター)と当該国事業及び県事業の土地所有者である施主(公共事業部局等)との間で、発掘調査の委託契約を締結するに当たっては、出土品が文化財であった場合で、かつ、警察署での公告で所有者が現れなかった場合には、その所有権を県教育委員会とする旨の条項を必ず入れているため、県教育委員会の帰属となる。

キ 報告書の作成

出土品は埋蔵文化財センターで整理・分析され、報告書に掲載されることとなる。そのため、報告書が完成するまでは出土品は埋蔵文化財センターで保管される。

ク 出土品の活用

出土品は、報告書の完成後に出土品の保管等を業務とする考古博物館に移管され、必要に応じて展示等に活用される。

ケ 譲与

県の所有となった出土品が、市町村行政に必要(市町村の展示館で展示するなど)であり、市町村からの譲与申請がある場合には、県教育委員会はその合理性を判断して市町村に譲与することができることとなっている。

第2 監査の結果

出先機関のうち、美術館・文学館・博物館・考古博物館については、博物館法に基づく「公立博物館」として、芸術品等を収集・保管・展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関である。美術館・文学館・博物館・考古博物館は、その目的を達成するため、専門的な職員として学芸員を置き、収集・保管・展示及び調査研究等についての専門的事項をつかさどる機関であることから、詳細な調査の提出を求めて監査を行っており、以下において、それ以外の出先機関と分けて、監査結果を記載する。

【1】 美術館・文学館・博物館・考古博物館 (埋蔵文化財センター) について

1 芸術品等の保有状況について

美術館・文学館・博物館・考古博物館において備品原簿に登録されている芸術品等の保有状況は、次のとおりである。

(平成31年3月31日現在)

	美術工芸品			文学資料		歴史資料		構本・ 模型	その他	総計
	西洋画	書 彫 塑	(計) 美術館管理物品 (美術館 収納物品)	その 他の美術 品	文学資料	(計) 文 字館管理 物品 (文字館 収納物品)	歴史資料	考古博物館管理物品 (計) 考古博物館 収納物品	模型	
美術館・文学館・ 博物館 合 計	5	1	5 11,343	7	4 39,609	313	585	131	4 52,007	

なお、備品原簿に登録されている芸術品等以外に、考古博物館(埋蔵文化財センター)においては、埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品数十万点を保有している。

2 芸術品等の取得手続きについて

美術館・文学館・博物館・考古博物館(埋蔵文化財センター)における芸術品等は、財務規則第146条第1項に定める購入、並びに同規則第147条第2項及び第3項に定める寄附により取得される。

なお、考古博物館(埋蔵文化財センター)における発掘調査に伴う出土品は、第1 監査の概要の7(3)に記載した文化財保護法等に定める手続きにより取得される。

美術館・文学館・博物館・考古博物館(埋蔵文化財センター)における芸術品等の取得手続きについては、概ね適正に処理されていた。

### 3 芸術品等の管理について

美術館・文学館・博物館・考古博物館（埋蔵文化財センター）における芸術品等の管理については、博物館法第8条に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第165号）第15条第1項第1号で防虫害、温度及び湿度の調整、通風の調整等、所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものと規定されている。

機関名	保管場所
美術館	館内収蔵庫
文学館	ほとんどは館内収蔵庫
博物館	ほとんどは館内収蔵庫
考古博物館 (埋蔵文化財センター)	館内収蔵庫及び東北収蔵施設

#### (1) 芸術品・歴史科学等資料の管理について

美術館・文学館・博物館における芸術品・歴史科学等資料の保管については、貴重な財産として永く保存するため、それぞれの館において適切な保管環境に努めている。

美術館・文学館・博物館の芸術品・歴史科学等資料の管理については、①保管場所の施設、②入退室用の鍵の使用簿や監視カメラ等による管理、③定期的な点検の実施など、適切な管理が行われていた。なお、美術館・文学館・博物館の芸術品・歴史科学等資料は、必要な手続きを経て貸し出されており、館外への持ち出しは行われていなかった。

#### (2) 出土品の管理について

考古博物館（埋蔵文化財センター）における埋蔵文化財の発掘に伴う出土品の取扱い区分については、山梨県教育委員会出土品取扱要項においても規定されている。この要項は、平成9年8月の文化庁次長通知により、出土品の取扱いについて基本的な考えが示されるときも、各都道府県教育委員会に対し、基本的な考え方に従い、各地域の歴史的特性等を考慮した具体的な基準を定めること等により、出土品の保存・活用を進めるよう求めたことから、定められたものである。

出土品の管理について、山梨県教育委員会出土品取扱要項では、「出土品の取扱い区分基準」に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し、その区分に応じた保管・管理等の取扱いを行うことと定めている。

しかし、平成31年2月に考古博物館における出土品の紛失事件が発生しており、その経緯については、次のとおり学術文化財課から報告されている。

- 平成31年2月26日 館所蔵縄文土器に酷似した土器1点がインターネットオークションに出品・売却されていたことが判明（①原町農業高校前遺跡5号住居跡出土）。
- 平成31年3月8日 インターネットオークションに新たに出品されている縄文土器1点があることが判明（②海道前C遺跡8号住居跡出土）。
- 平成31年4月18日 インターネットオークションを介さず売買された縄文土器1点があることが判明（③北堀遺跡44号住居址出土：①と同じ購入者）。
- 平成31年4月23日 インターネットオークションで売買された縄文土器1

点があることが判明（④原町農業高校前遺跡22号住居跡出土）。

- 令和元年6月20日 ②④は所有権放棄を受け収蔵。
- 令和2年1月22日 ①③は売買契約により収蔵。

出土品紛失事件発生前は、館内の出土品の保管場所である収蔵庫は、常時施錠され部外者の立ち入りを規制していたものの、職員の入退室については、調査・研究がスムーズに行えるよう、記録等を行わずに鍵を貸与していた。また、収蔵庫では出土品から図書類、普及事業用資材等幅広いものを保管しており、多くの職員が文化財（出土品）に接触できる環境であった。指定文化財を含む特に芸術性の高い調査報告書掲載の収蔵品以外のものについては、台帳との定期的な照合・確認を行っていなかったため、紛失していることを把握できない状態であった。

考古博物館（埋蔵文化財センター）では、出土品の紛失事件の再発防止策として、①収蔵庫及び収蔵施設の管理責任者の設置、②鍵使用簿の作成、③出土品持出簿の作成、④保管場所への時間外入室禁止、⑤出土品の定期的な点検、⑥防犯カメラの設置等により、管理方法の改善を行うこととした。

考古博物館（埋蔵文化財センター）については芸術品・歴史科学等資料の管理に加え、出土品の管理方法について確認したところ、再発防止策を踏まえた取組がなされていた。

### 4 芸術品等の防犯・防災対策について

美術館・文学館・博物館・考古博物館（埋蔵文化財センター）における芸術品等の防犯・防災対策の状況は次のとおりである。

#### (1) 美術館

盗難等の防犯対策としては、館内は24時間有人警備体制をとっており、各種防犯用センサーや監視カメラ等の防犯機器が設置されている。

防火対策としては、展示室の出入り口には防火扉を設置しており、収蔵庫にハロゲン化化合物の消火設備を設置している。また、美術館による消防・防災計画があり、自衛消防隊を編成している。火災等に備えて、10万円以上の芸術品等4,409点は、建物の附属品として火災共済にも加入している。

地震対策としては、展示中は額装類の落下防止、及び立体物の転倒防止の対策を行っており、収蔵庫内においても作品を固定するなどの対策を行っている。

#### (2) 文学館

盗難等の防犯対策としては、館内は24時間有人警備体制をとっており、閉館時にも各種防犯用センサーや監視カメラ等の防犯機器が作動している。

防火対策としては、展示室の出入り口には防火扉を設置しており、収蔵庫にハロゲン化化合物の消火設備を設置している。また、文学館による消防・防災計画があり、自衛消防隊を編成している。火災等に備えて、10万円以上の芸術品等1,255点は、建物の附属品として火災共済にも加入している。

地震対策としては、展示室・収蔵庫内において資料の落下防止対策を行っている。

**(3) 博物館**

盗難等の防犯設備としては、玄関や通用口はシリンダー錠と電子ロック錠で施錠し、監視カメラ、人感センサー、サイレン・警報装置を設置している。警備は、警備会社の機械警備と警備員(24時間常駐)による訪問巡回を「警備計画」に従って行っている。

防火設備としては、自動煙感知器、自動温度感知器、消防通報設備、消火器、窒素ガス消火設備、消火栓、防火ダンパー、防火扉、防火シャッター、空気排煙設備、防煙たれ壁スクリーン、動力ポンプ、貯水槽、貯水池を設置している。防火管理者、火元責任者、消防計画を定めており、出火時には迅速に避難・消火に対応できるようにしている。また、火災等に備えて、10万円以上の芸術品等272点は、建物の附属品として火災共済にも加入している。

地震対策としては、収蔵庫、展示室では、なるべく資料を棚や展示台に固定を行い、免震台・ケースを用いることで、落下・転倒の防止対策を行っている。

**(4) 考古博物館 (埋蔵文化財センター)**

盗難等の防犯対策としては、建物全域に機械警備システムを導入し、夜間の防犯対策を行っている。また、芸術品を保管している収蔵庫は常時施錠され、部外者の立ち入りを規制している。

火災や地震等に対する防災対策としては、展示室の出入り口には防火扉を設置している。また、考古博物館、埋蔵文化財センターによる消防・防災計画があり、自衛消防隊を編成している。火災等に備えて、300万円以上の芸術品等6点は建物の附属品として火災共済にも加入している。

保管資料のうち、重要文化財については、免震装置のある展示ケースに展示し、収蔵庫内では棚に転倒防止のためのウレタン製安定台を順次作成・設置し保管している。他の資料については、展示中の資料は転倒防止のためラゲージにより固定し、収蔵庫内では棚からの落下防止のため、アクリル製の囲いを付け、バンドで固定するなどの対策を行っている。

考古博物館 (埋蔵文化財センター) における収蔵庫内の棚の芸術品等について、順次作成しているウレタン製安定台が未設置のものに対し、代替対策がとられていないものがあつた。

**5 芸術品等の利活用の状況について**

美術館・文学館・博物館・考古博物館における芸術品等の展示の状況は次のとおりである。

**【展示施設の詳細】**

機関名	区分		展示室の床面積 (㎡)
	本館 2階	ミレー館	
美術館	本館 2階	ミレー館	800.83
	"	テーマ展示室	976.57
	南館 2階	萩原英雄記念室	171.95
"	"	特別展示室	1,148.51
		計	3,097.86
文学館	2階	展示室A	478.66

博物館	2階	展示室B・C	520.33
		計	998.99
	展示部門	山梨の舞台・歴史の体験工房等	1,042.21
"	"	メイン展示室	965.25
	"	企画展示室	757.37
		計	2,764.83
考古博物館	1階	常設展示室	457.25
	"	多目的室	123.50
		計	580.75

**(1) 美術館**

展示室のうち、ミレー館、テーマ展示室、萩原英雄記念室は、所蔵品を様々なテーマで紹介するコレクション展(かつては常設展と称する)に使用している。特別展示室は、自主企画、共催企画、巡回など様々な内容で、県、及び国内外から作品を借用し年4回開催する特別展に使用するとともに、新収蔵品展や所蔵品の調査、研究成果をもとに、特別展に近い内容で紹介するコレクション企画展などに使用している。

芸術品等の展示の方針としては、主にテーマ展示室でのコレクション展において、担当学芸員が掲げるテーマごとの展示を行っており、1回当たりの展示期間は3ヶ月程度となつている。

また、新たに収蔵した作品は、年度末に新収蔵品展を開催し、無料で展示公開することとしている。

**(2) 文学館**

展示室のうち、展示室A・展示室Bは常設展示室と位置付け、展示室Cは企画展・特設展・新収蔵品展に使用している。

芸術品等の展示の方針としては、新たに収集した芸術品等は、受入年度の1月から3月にかけて行われる新収蔵品展に展示し、その他、常設展や企画展、特設展において関連のコーナーにおいて展示を行っている。1回当たりの展示期間は、おおむね6週間から8週間である。

**(3) 博物館**

展示室のうち、山梨の舞台・歴史の体験工房等・メイン展示室は常設展示、企画展示室は年4回の企画展及び年2回のシンボル展(2019年度)に使用している。

常設展示は基本的に2ヶ月に一度の間隔で展示替えを行い、それぞれの展示コーナーに相応しい収蔵資料を継続して展示している。また、年4回行う企画展や年2回程度行うシンボル展においても、必要に応じて、テーマに沿った収蔵資料を展示、公開している。

**(4) 考古博物館**

展示室のうち、多目的室は主として企画展示室として使用しているが、特別展開催時には常設展示室の一部を特別展示室として使用し、多目的室は常設展示室

として使用している。  
 考古博物館の収蔵資料については、主に常設展示室において、時代順による展示を通年で行っている。この間、多目的室において企画展を年5回開催しており、1回当たりの展示期間は4週間から8週間程度となっている。また、年1回の特別展は県内外から資料を借用し、8週間程度開催している。  
 新たに収蔵した資料は、常設展では随時、企画展ではテーマに沿った形で公開している。

美術館・文学館・博物館・考古博物館における芸術品等については、展示以外にも、貸出しや館内での調査研究、実物資料の閲覧等に活用されている。  
 また、収蔵資料数の多さや展示スペース等の制約、損傷等により修理が必要なもの等、展示による利活用回数が少ない芸術品等もあるが、これらについては、展示替え等により活用を検討していくとの回答があった。

**[2] その他の出先機関について**

**1 芸術品等の保有状況について**

出先機関（美術館・文学館・博物館・考古博物館（埋蔵文化財センター）を除く）において備品原簿に登録されている芸術品等の保有状況は、次のとおりである。  
 （平成31年3月31日現在）

	美術工芸品							文学資料	歴史資料	標本・模型	その他						
	日本画	東洋画	西洋画	版画	素描・水彩	工芸	書	彫塑	写真	(計数)美術品収蔵庫(納品)	(計数)文学資料収蔵庫(納品)	歴史資料	標本	模型	そのほかの芸術品	歴史資料の総計	
出先62機関 (美術館・文学館・博物館等1機関を除く)	20	9	159	17	12	534	74	25	2	1	36	92	4	7	1,151	258	602,461

**2 芸術品等の取得手続きについて**

県において購入、生産、寄附等により取得される物品は、出納通知者の「納」の通知に基づき出納機関が受け入れ保管し、職員が物品を必要とする場合は、知事の「出」の通知に基づき出納機関が職員（物品取扱者）に交付する。この出納手続きにより県の保管する物品となる。  
 芸術品等の取得手続きについて確認した結果は、次のとおりである。

区分	機関数	点数
寄附物品の受入について、出納通知がされていた いものがあつた。	3	5

寄附物品を受納しようとするときは、財務規則第147条に基づき、寄附申込書、知事の承認等寄附受納についての所定の手続きを行う必要がある。

財務規則第144条第1項で「出納通知者は、物品の出納の必要があるときは、物品出納員等に物品出納通知書によって出納通知をしなければならぬ。」と規定し、第2項で「物品要求書、物品返納書、生産物報告調書等の送付を受けたときは、出納通知がなされたものとみなす。」と規定している。

第144条関係運用通知（物品の出納通知について）によれば、第1項による場合は概ね寄附物品の受納、生産物及び事故物品（亡失、消失、動物のへい死）の払出し等であり、その他の場合は第2項により扱われることとなる。  
 物品調達管理システムにおいて、物品出納通知書を打ち出し、回議後、出納審査を行うことで、寄附物品の受納手続きが完了し、システムに登録される。

寄附物品の受入について、出納通知がされていないものがあつた。  
 （3機関5点）

**3 芸術品等の管理について**

芸術品等の管理状況を確認した結果は、次のとおりである。

区分	機関数	点数
不用の決定を経ることなく、廃棄されていたものがあつた。	1	11
計数管理ができる備品以外の通常の管理を行う備品（標本、模型）について、個別に管理されていないものがあつた。	1	73
同一物品が重複して備品原簿に登録されているものがあつた。	2	8
同一物品が本庁機関と重複して備品原簿に登録されているものがあつた。	1	1
財務規則の規定に基づく保管物品と帳簿との照合について、物品出納員への報告は行われていたが、確認が不十分で一部の芸術品等の現品確認を行っていないものがあつた。	6	102
備品原簿と現品が一致せず、所在不明となつているものがあつた。	5	29

**(1) 物品の不用決定について**

財務規則第164条によれば、使用の必要のない物品又は破損した物品で、保管転換又は修繕により活用の方法を見いだすことができないものがあるときは、不用の決定をしなければならないとされている。

物品は、売り払いを目的とするもののほか、不用決定をしたものでなければ売り払い等の処分はできない。  
 物品調達管理システム上は、物品が使用不能となつたとき又は保管転換をしようとするとき、当該物品を物品出納員へ返納し、物品出納員は返納された物品の処分等を行う。

不用の決定を経ることなく、廃棄されていたものがあつた。（1機関11点）

**(2) 備品の管理方法について**

備品の管理方法は、通常の管理に加えて、計数管理の方法がある。計数管理とは、①形状が確定しており、1品1品に規格を表示して管理することが意味が少くないもの。②備品台帳、物品出納簿以外に管理の方途があり、主に備品台帳、出納簿以外で管理しているもの。であり、計数管理ができるものは、物品分類表で美術館収納品、文学館収納品、考古博物館収納品に限定されている。このため、通常の管理を要する備品については、固有の番号を備品ごとに付番し、個別に管理する必要がある。

計数管理ができる備品以外の通常の管理を行う備品（標本、模型）について、個別に管理されていないものがあつた。（1機関7.3点）

**(3) 帳簿登録について**

平成18年4月から現行の物品調達管理システムの運用が開始され、物品のデータについては、物品調達管理システムに登録され管理されている。

同一物品が重複して備品原簿に登録されているものがあつた。（2機関8点）

同一物品が本庁機関と重複して備品原簿に登録されているものがあつた。（1機関1点）

**(4) 現品確認について**

芸術品等の現品確認の実施状況は次のとおりである。

区分	機関数
すべて芸術品等の現品確認を行い、物品出納員に報告している。	56
物品出納員への報告は行っていたが、確認が不十分で一部の芸術品等の現品確認を行っていないものがあつた。	6
現品確認を行っていない。	—
計	62

芸術品等の現品確認については、財務規則第151条で「物品は良好な状態で常に供用又は処分をすることができるよう保管しなければならない。」と規定されており、備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理していることを確認するため、課長及びかい長は毎年7月31日を基準日として、帳簿に記載されているものと現物を照合し、物品出納員等に報告することとされている。

財務規則の規定に基づく保管物品と帳簿との照合について、物品出納員への報告は行われていたが、確認が不十分で一部の芸術品等の現品確認を行っていないものがあつた。（6機関）

監査の結果、備品原簿と現品が一致せず、所在不明となっているものがあつた。その半数以上は取得時期が古い、県立学校における標本や模型であつた。

備品原簿と現品が一致せず、所在不明となっているものがあつた。（5機関29点）

**4 芸術品等の防犯・防災対策について**

**(1) 防犯対策**

芸術品等の防犯対策の状況は次のとおりである。（複数回答可）

区分	機関数	点数
展示用ケース内に設置	8	221
部屋の施錠	47	1,932
台座に固定	13	130
職員による巡視	24	469
警備会社による巡視	1	13
警備会社による機械警備	33	2,101
防犯センサーの設置	1	1
保管庫に保管（鍵あり）	11	694
保管庫に保管（鍵なし）	5	21
防犯対策は行っていない	—	—
その他	5	41

防犯対策としては「部屋の施錠」や「職員による巡視」及び「警備会社による機械警備」等が行われており、防犯対策をとっていない機関はなかつた。

**(2) 防災対策**

芸術品等の防災対策の状況は次のとおりである。（複数回答可）

区分	機関数	点数
落下防止対策	22	741
防水対策	4	112
転倒防止対策	15	240
防災対策は行っていない	40	1,434
その他	8	87

「防災対策は行っていない」芸術品等について、実地監査において状況を確認したところ、耐震性の建物内に保管されていることや台座等に固定されている、また鍵のかかる棚やロッカーに保管されていることから相応の対策がとられているものや、壊れやすい備品でないことから対策の必要性がないもの等、相応の理由があるものがほとんどであり、危険性があると思われるものは次のとおりである。

区分	機関数	点数
台座が床に固定されておらず、転倒の可能性のあるものがあつた。	1	2

## 5 芸術品等の利活用について

その他の出先機関における芸術品等の利活用の状況は次のとおりである。

(複数回答可)

区分	機関数	点数
米所者の鑑賞の用に供している	3 5	3 7 0
応接室や会議室等に展示	1 9	9 3
教育用参考資料として利用	3 4	1, 3 1 7
貸出し	2	7
倉庫等で保管	2 1	6 3 9
その他	8	1 0 7

また、「倉庫等で保管」と回答があった芸術品等について、今後の利活用の見込みは、次のとおりである。(複数回答可)

区分	機関数	点数
計画的に展示等を実施	5	5 5 3
状態維持のため保管	1 1	1 1 3
具体的な活用計画は未確定	3	7
今後の使用予定なし	6	1 2

「具体的な活用計画は未確定」、「今後の使用予定なし」の芸術品等について、活用されていない理由を確認したところ、主なものは次のとおりである。

区分	機関数	点数
他に変わる新しい航空写真を掲示している。	1	1
保管場所である展示館は老朽化のため解体予定であり、県民からの展示室の見学依頼もない。建物解体後、他の所属で受入の希望もない。	1	2
事業（栄養教育）で活用していたが、現在は市で事業を実施しているため、使用予定がない。	2	6
密閉を受けた物品であるが使い途がないため倉庫で保管している。	1	1
古い色見本等であり、現在これらを利用する方法はなくなっているが、過去資料として保管している。	1	2
現在利用していないが、今後利用の可能性があるため保管している。	2	6
破損しているため、廃棄予定	1	1

倉庫等で保管されていた芸術品等は639点であり、そのうち「具体的な活用計画は未確定」が7点、「今後の使用予定なし」が12点であった。

倉庫で保管している主な理由としては「内容が古く代わりに新しいものを利用している」、「展示場所が閉鎖予定で他の展示施設からの受入希望もない」、「事業が市に移管となった」、「過去資料として保管している」、「現在利用していないが今後の利活用の可能性がある」等であった。

## 第3 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

### 1 個別的な意見

#### ・出土品の適切な管理について【考古博物館（埋蔵文化財センター）】

考古博物館においては、出土品紛失事件を受け、収蔵庫等の管理責任者の設置、鍵使用簿及び出土品持出簿の整備、収蔵庫等への時間外入室禁止、出土品の定期的な点検等、出土品の管理方法の見直しを行っているところであるが、多額の経費を費やし発掘した出土品は、県民共有の貴重な財産であることを職員が改めて認識し、再発防止策の徹底を図るとともに、今後も管理体制の改善に努め、出土品を適切に管理されたい。

また、考古博物館（埋蔵文化財センター）における出土品の保管施設については、年々増え続ける考古資料を保管するため、考古博物館収蔵庫だけではスペースに限界があり、峽北収蔵施設に保管しているが、文化庁が設置した埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による「出土品の取扱いについて（報告）」にもあるように、全ての出土品を将来にわたり保管・管理することが、出土品の適正な保管・活用を図る観点から適切であるかどうかも含め、今後の管理体制を検討されたい。

### 2 総合的な意見

今回の監査の対象とした芸術品等の管理については、概ね適正に処理されていたが、一部において不適切な事例が見受けられた。県が保有している芸術品等は県民共有の財産であり、行政サービスを提供するうえで重要な財産でもあることから、次の点に留意し、芸術品等の適正な管理及び活用により一層努められたい。

#### (1) 芸術品等の適切な管理について

県の各機関が保有している芸術品等は、絵画、彫刻、工芸、歴史資料等多種多様であるが、これらの芸術品等には高価なものが多く、しかも、その性質上、経年等による損傷を受けやすいものが多いことから、通常の物品管理に比べて、特にその管理は適切に行われることが望ましい。県立学校においては、教材用の標本や模型が多く保管されているが、一部に備品原簿と現物が一致せず、所在不明となっているものがあるが、早急に所在を確認するとともに、事案の発生原因を検証されたい。こうしたことを踏まえ、職員は、芸術品等はもとより県が保有している物品について、常に県民共有の貴重な財産であるとの認識を改めて持つとともに、関係法令や財務規則等に定められた管理事務手続きが形骸化していないか、現在の現品確認の体制に不備がないかな等を再確認し、適切な管理体制が確保されるよう努められたい。

**(2) 芸術品等の有効活用について**

財務規則第164条によれば、売却、棄却を行う物品は、最終的に活用する方法を見いだすことができなかったものであるため、保管物品の管理に当たっては、取得当初の目的の達成状況、今後の見込み、他用途への活用の可能性など、できる限り活用の手段を見いだすとともに、保管管理における経済性等を踏まえ、保管の必要性を検討されたい。

併せて、寄附等処分上の制限のあるものを除き、活用が見込まれない物品については、保管スペースや防犯管理上の手間等も考慮して、物品の価格を評価の上、不用決定並びに売却、廃棄など適時適切な処分を進めることも必要である。

芸術品等の管理・利用について適切に行うことはもとより、さらに有効に活用するための対応の検討を今後とも進められたい。

特に、美術館・文字館・博物館・考古博物館においては、保管している芸術品等の展示についてテーマを設定して実施されているところであるが、これまで展示実績のないものや展示回数の少ないものについても、積極的に展示や貸出しを行うなど、県民への鑑賞の機会の提供に努め、芸術品等を有効に活用し、本県文化の振興と向上に大きく寄与することを期待するものである。